

平成十四年六月四日受領
答弁第六三三号

内閣衆質一五四第六三号

平成十四年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出郵便事業における非常勤職員の雇用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出郵便事業における非常勤職員の雇用に関する質問に対する答弁書

一について

郵政事業非常勤職員任用規程（平成十二年六月一日公達第二十七号）第二条第三号に定める非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の退職をめぐる訴訟について、現時点において係争しているものの係属裁判所、事件番号、事件名、請求の内容、被告等の主張等は別表のとおりである。

二について

非常勤職員を含む郵政事業に従事する職員については、国营企業等に勤務する職員の職務と責任の特殊性に基づき、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。以下「国公法」という。）の特例として定められた国营企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下「国労法」という。）第三十七条第一項の規定により、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「労基法」という。）が適用されることとなっており、労基法第九条に規定する労働者に該当する。

なお、郵政事業に従事する職員の任免、分限・懲戒等については、国労法第三十七条第一項がこれらに関する国公法の適用を除外していないことから、国公法の関係規定が適用される。

また、非常勤職員のうち、その勤務期間が一定の期間を超えるなど一定の要件を満たす者については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に規定する被保険者に該当する。

なお、非常勤職員については、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）は適用されないが、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）が適用される。

三について

旧郵政省非常勤職員任用規程（昭和三十五年九月二十六日公達第五十二号）第二条第六号に定める臨時雇は、「臨時的繁忙、職員の一時的欠務等の場合」において、通常の事務を処理するために「二月以内（季節的に雇用するものにあつては四月以内）において任命権者が定める期間」を予定雇用期間として日々雇用されるものであった。

旧郵政省非常勤職員任用規程は、公務の能率的運営を図るため、昭和六十二年及び平成二年の改正を経て、平成十二年に全部改正され、現行の郵政事業非常勤職員任用規程が施行されるに至っている。現在の非常勤職員は、右の場合に限らず、通常の事務を処理するために「発令日の属する会計年度の範囲内にお

いて任命権者が定める期間」を予定雇用期間として日々雇用されるものである。

また、昭和三十五年当時の非常勤職員の雇用実態について把握することは困難であるが、平成十二年六月七日時点の調査における非常勤職員の人数は約十万八千人、それらの非常勤職員の同日の平均勤務時間は五・四時間、平均経歴年数は四年となっている。

四について

郵政公社が設立された場合の同公社における非常勤職員の任用等に係る規則については、同公社において定めるべきものと考ええる。

係属裁判所	最高裁判所	横浜地方裁判所
事件番号・事件名 (提訴年月日)	平成十四年(ネオ)第二十一号 平成十四年(ネ受)第十八号 地位確認等請求事件 (提訴年月日) 平成九年十月二十日	平成十一年(ワ)第四千七百六十六号 損害賠償請求事件 (提訴年月日) 平成十一年十二月二十七日
原告等	上告人 元札幌西郵便局非常勤職員	元青葉台郵便局(神奈川県)非常勤職員(三名、被告等の主張においてはA、B、Cと略)
被告等	被上告人 国	国
請求の内容	予定雇用期間満了により退職となつた非常勤職員が、主目的請求として①非常勤職員の地位にあることの確認、②未払賃金の支払、予備的請求として長期雇用の期待を侵害されたことや退職前に辞職の申出をしていないにもかかわらず辞職承認処分がされ審査請求を余儀なくされたことに対する慰謝料の支払を求めている事件	予定雇用期間満了により退職となつた非常勤職員らが、①長期雇用の期待を侵害されたこと、②雇止め合理性がなく裁量権の濫用・逸脱があること③人格権を侵害されたことなどに対する慰謝料等の支払を求めている事件
被告等の主張	上告人は平成七年九月二十六日に札幌西郵便局に採用された以降、再採用を繰り返され、平成八年九月二十八日に予定雇用期間満了により退職したものの。 なお、予定雇用期間を延長しなかつた理由は、上告人が退職について「考えます」と述べたことを受けて他の非常勤職員の雇用を予定していたため。	Aは昭和五十九年八月三十日、Bは平成元年十二月一日、Cは平成二年九月一日に青葉台郵便局に採用された以降再採用を繰り返され、平成十年十一月三十日に予定雇用期間満了により退職したものの。 なお、予定雇用期間を延長しなかつた理由は、郵便の新型区分機が配備されたことにより原告らの雇用時間帯の業務量が大幅に減少したため。
下級審の結果	一審札幌地裁 (平成十二年八月二十九日) 請求棄却 二審札幌高裁 (平成十四年四月十一日) 請求一部認容 辞職承認処分に関して慰謝料十万円及び弁護士費用二万円を認容	

横浜地方裁判所	平成十三年(行)第九号 雇用契約関係確認等請求 事件 (提訴年月日) 平成十三年一月二十五日	元横浜港郵便 局非常勤職員	国	予定雇用期間満了により退職となつた非常勤職員が、主位的請求として①雇用契約上の権利を有することの確認、②未払賃金の支払、予備的請求として長期雇用の期待権侵害、管理職員による労働条件に関する説明義務違反及び使用者による安全配慮義務違反に対する慰謝料の支払を求めている事件	原告は、平成九年四月二十四日に横浜港郵便局に採用された以降、再採用を繰り返され、平成十一年六月三十日に予定雇用期間満了により退職したものの。 なお、予定雇用期間を延長しなかつた理由は、勤務時間中に雑談が多いこと及び遅刻が多いため。	
大阪簡易裁判所	平成十四年(ハ)第七万五千 十五号 損害賠償請求事件 (提訴年月日) 平成十四年二月十三日	元大阪小包郵 便局非常勤職 員	国	予定雇用期間満了により退職となつた非常勤職員が、長期雇用として採用されたにもかかわらず、短期で解雇されたとして損害賠償を求めている事件	原告は、平成十三年三月二十六日に大阪小包郵便局に採用された後、同年七月三十一日に予定雇用期間満了により退職したものの。 なお、予定雇用期間を延長しなかつた理由は、勤務能率が低かつたため。	
岡山地方裁判所	平成十二年(ウ)第千九百九十二号 地位確認等請求事件 (提訴年月日) 平成十二年十一月三十日	元岡山中央郵 便局非常勤職 員	国	予定雇用期間満了により退職となつた非常勤職員が、主位的請求として労働契約上の従業員たる地位を有することの確認、予備的請求として①非常勤職員たる地位にあることの確認、②長期雇用の期待権侵害及び管理職員の不誠実かつ違法な行為に対する慰謝料の支払を求めている事件	原告は、平成九年十月二十七日に岡山中央郵便局に採用された以降、再採用を繰り返され、平成十二年七月二十九日に予定雇用期間満了により退職したものの。 なお、予定雇用期間を延長しなかつた理由は、苦情申告がなされたこと及び遅刻が多いため。	

徳島地方裁判所	平成十二年(ワ)第二百七十五号 賃金未払請求事件 (提訴年月日) 平成十二年六月二十一日	元徳島西郵便局非常勤職員	国	<p>予定雇用期間の途中で退職となった非常勤職員が、主位的請求として未払賃金の支払、予備的請求として予定雇用期間内に退職とされたことが原告の期待権を侵害したものであるとして未払賃金相当額の損害賠償の支払を求めている事件</p>	<p>原告は、平成九年二月十二日に徳島西郵便局に採用された以降、予定雇用期間を平成十二年三月三十日として再採用されていたが、原告の勤務態度が不良であったため、また、予算事情により、任期を更新しないこととし、平成十一年八月二十六日、原告に対し、同年九月三十日をもって任用を終了する旨通知し、同日をもって退職したものである。</p>	
---------	---	--------------	---	---	--	--